



くらしのほっと通信

P2 家の修繕工事・訪問購入・新聞の訪問販売
 P3 光回線サービスのプラン変更・
 ·利殖商法・原野商法の二次被害
 P4 トラブルにあわないために

その契約 本当に だいじょうぶ?



テレビショッピングで注文した健康器具が届き、画面で見たイメージよりもサイズが大きかったので、返品を申し出る電話をかけたら、「開封したものは返品を受け付けない」と断られるトラブルがあります。

その2 「お試し」「1回だけ」のつもりが定期購入だった!!

インターネット通販で送料のみの「お試し」で購入した健康食品が翌月も届き、納品書を見たら、4回以上の購入が条件の定期購入だったというトラブルがあります。

通信販売の利用は慎重に!

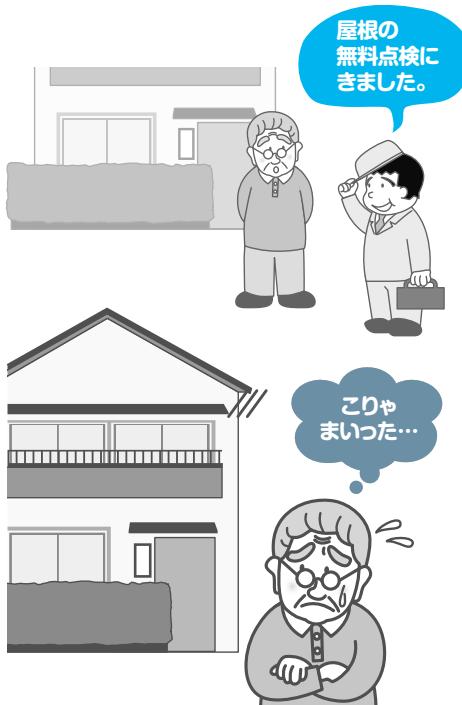
- 注文前に契約内容・返品特約を確認する
- 広告や注文画面を隅々まで確認して、届いたメールなども保存しておく



消費生活相談員

新聞の折り込み広告や、インターネット、テレビショッピングなどの通信販売にはクーリング・オフ(一定期間であれば無条件で契約を解除できる制度)がありません。

返品できるかどうかは、各々の販売会社で定める返品特約(返品条件)の内容によります。



その1 不安をあおって契約を急がせる点検商法

「近所で工事をしているので、無料で点検してあげる」などと言って訪問し、「修理しないと地震で倒壊する」などと不安をあおって屋根や床下の補強工事を契約させる訪問販売の手口です。

その2 契約後のトラブル

点検商法以外にも、「工事が難」「頼んだとおりにやらない」「約束した日までに終わらない」などのトラブルもあります。

業者選びは慎重に!

- 数社から見積もりを取り検討する
- 契約前に工事内容をしつかり確認し、不明な点は説明を求め信用できる業者かを見極める

※訪問販売で契約した場合は、クーリング・オフできます。



強引に契約を迫る

- 「不用品は何でも買い取る」などと電話があり、そのつもりで家へ呼ぶと当初の話にはなかった貴金属を、半ば強引に相場より安く買い取る手口です。
- 業者が突然、家に来て買い取りをしたり、契約後に貴金属を返してもらおうとしても連絡先が分からなくなったりするケースもあります。

法律で決められたルールがあります

- 飛び込みの勧誘は禁止
- 取引を断った消費者を再勧誘することはできない
- 買い取り条件や連絡先などを明記した書面を交付しなければならない

※訪問購入で契約した場合は、クーリング・オフできます。



数か月先からの購読や長期間の契約に注意

- 訪問販売で居座るなどして、「3か月だけでも取ってほしい」と契約を迫ります。
- 法律の制度を超える商品券や洗剤などの景品で消費者の心を動かそうとします。

クーリング・オフ期間(8日)が過ぎると原則解約できません

- 契約から数か月後に購読が始まった時に解約したくてもクーリング・オフ期間が過ぎている
- 6ヶ月や1年などと契約期間が決まっている場合、原則解約できない
- 解約したい場合は、販売店と話し合う必要がある



今、変更すれば
安くなります!

光回線サービスのプラン変更かと思ったら、別の会社との契約になっていた!

大手電話会社を騙って「新しいサービスに変更すれば、通信費が安くなる」と電話で勧誘します。パソコン操作を誘導し、手続きをさせる手口です。オプションの追加等で以前より、料金が高くなるケースもあります。

事業者名、連絡先の確認はしっかりと!

- 「安くなる」の言葉にまどわされず、サービスの内容や解約の条件などをよく確認する。
- 現在の契約内容と比較・検討する。

※電気通信事業法の「初期契約解除制度」があります。
クーリング・オフとは異なります。



簡単にもうかると思わせて 老後資金を引き出す

●「値上がり確実」「絶対にもうかる」などと利益になることを強調して、言葉巧みに投資話を持ちかける手口です。
●中には支払った後に業者と連絡が取れなくなってしまう、ニセの取引もあります。

簡単にもうかる話は要注意!

- もうかる保証がない上、預けたお金そのものが戻らないことが多い
- 仕組みを理解できないまま取引するのは危険



「土地を売りませんか」という電話

過去に原野商法の被害にあった人に、「土地を買いたい人がいる」「土地が高く売れる」などと説明し、そのための測量や新たな土地などを契約させる手口です。

急いで契約しない!

話をうのみにせず、現地の自治体等に現状を問い合わせるなど、慎重に対応する

※原野商法とは、値上がりの見込みがほとんどない山林などの土地を、将来値上がりするかのように偽って販売する手口です。



消費生活相談員

電話勧誘販売や訪問販売、訪問購入は、契約書を受け取った日から8日間はクーリング・オフできます

- 契約した後で「必要のない契約だった、やめたい」というとき、無条件で解約できる制度です。
- 通信の契約の「初期契約解除制度」は、契約書を受け取った日から8日間は契約を解除できますが、解除までに利用した通信料や工事費等は支払う必要があります。
- クーリング・オフ期間が過ぎても、解約できる場合があるので、消費生活センターへご相談ください。

トラブルにあわないために



その1 アンテナを高くしましょう!

なるべく早く「怪しい!」と気づくために悪質商法の報道に关心を持ったり、周囲の人と情報交換しましょう。

その2 断る言葉を用意しましょう!

だましのプロの悪質業者に立ち向かうために、普段から断る言葉を用意しましょう。



周囲の「見守り」が高齢者を守ります。

「気づき」のポイント

業者がひんぱんに出入りしている

訪問したら新しい商品がある

不審な電話のやり取りを聞いた

最近お金に困っているような様子がある

カレンダーに見慣れない事業者名などの書き込みがある

買ったことを覚えていないなど判断能力に不安を感じる

トラブルに遭ったり、不安なときは早めに相談しましょう

消費者ホットライン 局番なし **188** (お近くの消費生活相談窓口につながります)



消費生活相談

相談無料 秘密厳守

月～金曜日
9:00～16:15
(祝日・年末年始を除く)

土・日曜日
9:00～16:15
(祝日・年末年始を除く)

TEL **052-222-9671**

TEL **052-222-9690**

ホームページもご覧ください

名古屋市消費生活センター

<https://www.seikatsu.city.nagoya.jp/>

検索



名古屋市消費生活センター TEL (052)222-9679 FAX (052)222-9678

〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階



●本誌の内容の無断転載と利用をお断り致します。
●このパンフレットは、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。